

岩見沢市農業委員会第9回総会議事録

1. 日 時 令和6年9月27日 金曜日 午後2時45分から
午後3時20分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 2階会議室2-1・2-2・2-3

3. 出席委員	委 員	久 保 智 則	(議席 2 番)
	委 員	吉 成 朗	(議席 3 番)
	委 員	定 塚 光 晴	(議席 4 番)
	委 員	西 村 昭 寿	(議席 5 番)
	委 員	東 秋 徳	(議席 6 番)
	委 員	松 田 幸 児	(議席 7 番)
	委 員	干 場 克 二	(議席 8 番)
	委 員	川 北 敏 充	(議席 9 番)
	委 員	長 森 睦	(議席 10 番)
	委 員	長 井 孝 之	(議席 11 番)
	委 員	今 野 幸 広	(議席 12 番)
	委 員	近 藤 良 介	(議席 13 番)
	委 員	留 木 剛	(議席 14 番)
	委 員	森 田 孝 洋	(議席 15 番)
	委 員	松 永 有 平	(議席 16 番)
	委 員	伊 藤 俊 春	(議席 17 番)
	委 員	山 田 辰 弘	(議席 18 番)
	委 員	森 一 男	(議席 19 番)
	委 員	井 川 和 也	(議席 20 番)
	委 員	高 田 勝 彦	(議席 21 番)
	委 員	柿 崎 壽 恵子	(議席 22 番)
	委 員	志 賀 野 敏	(議席 24 番)
	委 員	杉 村 幸 浩	(議席 25 番)
	委 員	平 義 昭	(議席 26 番)
	委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 27 番)
	委 員	戸 田 憲 一郎	(議席 28 番)
	委 員	米 内 山 裕 子	(議席 29 番)
	委 員	瀧 本 勝 範	(議席 31 番)
	委 員	黒 島 勝 美	(議席 32 番)
	委 員	坂 野 博 之	(議席 33 番)

委 員	尾 田 憲 朗	(議席 3 4 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 3 5 番)
委 員	佐々木 利 夫	(議席 3 6 番)

4. 欠席委員

委 員	澁 谷 豊	(議席 1 番)
委 員	高 嶋 佳 代	(議席 2 3 番)
委 員	引 頭 一 宏	(議席 3 0 番)

5. 事務局出席

事務局長	土 井 盛 慈
農地係長	森 田 佳 章
振興係長	船 戸 崇 之
事務局主査	米 澤 鎮 宏

日笠代理
議 長

只今より、令和6年岩見沢市農業委員会第9回総会を開催いたします。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。

議席番号26番平委員、28番戸田委員にお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。

本日の付議案件は、報告3件、議案6件となっております。

会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向については、記載のとおりですが、ご報告いたします。

8月29日、岩見沢市役所において、農業委員会親和会総会を開催しております。そして同日に、市内の作柄状況調査を実施しております。

9月27日、農業委員会第9回総会の開催となっております。

以上でございます。

日程4、報告第2号旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。

説明を求めます。

船戸係長
議 長
船戸係長

議長、振興係長。

振興係長。

報告第2号、旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。

この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1の上段の表に記載の賃貸借関係は、一般分で、賃貸借26番外4件の賃借権の設定です。

次に、同ページ下段の表から議案5ページ別紙2の表に記載の所有権関係は、一般分で、所有権47番外6件の所有権移転の設定です。

以上につきまして、告示第150号で令和6年8月30日に告示したことをご報告いたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、報告第3号現況証明書の交付についてを上程いたします。

説明を求めます。

森田係長
議 長
森田係長

議長、農地係長。

農地係長。

総会議案6ページ、報告第3号現況証明書の交付について、ご説明いたします。今回の願い出件数は岩見沢地区1件です。

総会議案7ページ、整理番号1番です。

申請地は、年月日不詳だが宅地として利用しているとの内容で、調査しましたところ、申請地は昭和46年11月1日、木造亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建て居宅が建築されていることを、固定資産課税台帳により確認し非農地として証明いたしました。

なお、申請地は昭和42年11月15日、農地法第4条転用許可済みであることを確認しております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

船戸係長
議 長
船戸係長

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。
次に審議に入ります。

日程 6、議案第 1 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを上程いたします。

説明を求めます。

議長、振興係長。

振興係長。

それでは、総会議案 9 ページ、議案第 1 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について説明いたします。

総会議案 10 ページ、整理番号 1 番から 2 番については、借り手と貸し手の双方の都合により解約するもので、9 月 5 日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

次に、総会議案同ページ、整理番号 3 番については、他の農業者に貸し付けることから解約するもので、9 月 5 日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

これらの案件については、農地法第 18 条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程 7、議案第 2 号農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。

米澤主査
議 長
米澤主査

議長、事務局主査。

事務局主査。

それでは、総会議案 11 ページ、議案第 2 号農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。

議案 12 ページ、別紙 1 の整理番号 1 番から 10 番、及び、議案 13 ページ、別紙 2 の整理番号 11 番から 16 番につきましては、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。

以上、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程 8、議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程いたします。

説明を求めます。

森田係長
議 長
森田係長

議長、農地係長。

農地係長。

それでは、総会議案 14 ページ、議案第 3 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は 3 件で、内訳につきましては、所有権の設定が 2 件、使用貸借権の設定が 1 件でございます。

総会議案 15 ページ、整理番号 1 番に記載の譲渡人は、農地所有者が破産したため、破産管財人として所有者が耕作していた農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、田畑共 [REDACTED] です。

なお、申請地は 9 月 11 日に長森委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案同ページ、整理番号 2 番に記載の譲渡人は、所有する農地を後継者が経営する農地所有適格法人へ譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、経営の安定を図

るものです。

価格は、畑で [REDACTED] です。

なお、申請地は9月11日に久保代理に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案16ページ、整理番号3番の貸主は、所有する農地を使用貸借権の設定により貸し付けるもので、借主は、申請地を無償で借り受け、農業経営を開始するものです。

なお、申請地は9月11日に西村委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程9、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。

説明を求めます。

森田係長 議長、農地係長。

議長 農地係長。

森田係長 総会議案17ページ、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

申請件数は2件で、許可の権限は知事権限分であります。

総会議案18ページ、整理番号1番、2番ですが、貸主は、申請地が、隣接地との高低差や傾斜による農地利用に適しない地形において、機械作業などの耕作に支障があることから、土砂採取による基盤整備を行い、土地の高低差や傾斜を解消し、作業効率の向上を図るものです。

借主は貸主の要望により、土砂採取を行い、事業の完了においては、農地を復元するものです。

申請地は、調査書のとおり農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。

なお、申請地は、9月11日に周辺農地の利用状況等を含め、杉村委員にご確認いただいております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、許可相当との意見を付して、知事に提出することに決定いたします。

日程10、議案第5号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。

この件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。

あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

最初に第1地区の説明をお願いいたします。

吉成常任委員長。

吉成委員長 第1地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案21ページから24ページ、所有権54番から56番は、北海道農業公社が実施する事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において農用地の買入協議要請につ

いて承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。
 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
 （無しの声）
 無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
 吉成常任委員長は自席にお戻りください。
 次に第２地区の説明をお願いいたします。
 森常任委員長。
 第２地区常任委員会より、ご説明いたします。
 議案２５ページ、所有権５７番は、北海道農業公社が実施する事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。
 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
 （無しの声）
 無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
 森常任委員長は自席にお戻りください。
 次に第３地区の説明をお願いいたします。
 山田常任委員長。
 第３地区常任委員会より、ご説明いたします。
 議案２６ページから２７ページ、所有権５８番から５９番は、北海道農業公社が実施する事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。
 次に、議案２８ページ、所有権６０番の譲渡人は、離農のため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。
 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
 （無しの声）
 無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
 山田常任委員長は自席にお戻りください。
 次に第４地区ですが、ここで、 の議事参与を制限します。
 それでは、総会議案３４ページ、所有権６５番について説明をお願いいたします。
 尾田常任委員長。
 第４地区常任委員会より、ご説明いたします。
 先に、所有権６５番について、ご説明いたします。
 議案３４ページ、所有権６５番の譲渡人は、離農のため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。
 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。
 （無しの声）
 無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。
 ここで、 の議事参与の制限を解除します。
 それでは、第４地区の残りの案件について説明をお願いいたします。
 尾田常任委員長。
 次に、議案２９ページから３２ページ、所有権６１番から６３番は、北海道農業公社が実施する事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。

	最後に、議案 3 3 ページ、所有権 6 4 番の譲渡人は、高齢で後継者もなく、耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。
議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願ひいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。 尾田常任委員長は自席にお戻りください。 次に第 5 地区の説明をお願いいたします。 川北常任委員長。
川北委員長	第 5 地区常任委員会より、ご説明いたします。 議案 3 5 ページから 3 9 ページ、所有権 6 6 番から 6 9 番は、北海道農業公社が実施する事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。 次に、議案 4 0 ページから 4 1 ページ、所有権 7 0 番から 7 1 番の譲渡人は、離農のため農地を譲り渡すもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。 最後に、議案 4 2 ページ、所有権 7 2 番の譲渡人は、離れ地で耕作が不便な農地を譲り渡し、農作業の効率化を図るもので、譲受人は、農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。
議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願ひいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。 川北常任委員長は自席にお戻りください。 次に第 6 地区の説明をお願いいたします。 坂野常任委員長。
坂野委員長	第 6 地区常任委員会より、ご説明いたします。 議案 4 3 ページ、所有権 7 3 番は、北海道農業公社が実施する事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。
議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願ひいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。 坂野常任委員長は自席にお戻りください。 次に第 7 地区の説明をお願いいたします。 長森常任委員長。
長森委員長	第 7 地区常任委員会より、ご説明いたします。 議案 4 4 ページから 4 6 ページ、所有権 7 4 番から 7 5 番は、北海道農業公社が実施する事業により所有農地を処分するもので、先月の総会において農用地の買入協議要請について承認され、協議を行った結果、買入価格が決定したものでございます。 次に、議案 4 7 ページ、所有権 7 6 番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため、貸し付けている農地を譲り渡すもので、譲受人は、借り受けている農地を譲り受けて、経営の安定を図るものです。
議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願ひいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。

長森常任委員長は自席にお戻りください。

日程 11、議案第 6 号、現況証明についてを上程いたします。

今月は、岩見沢地区と栗沢地区で現地調査を実施しておりますので、その結果について、担当委員より説明をお願いします。

まず、岩見沢地区について、説明をお願いします。

松田担当委員。

松田委員

それでは、総会議案 48 ページ、議案第 6 号、現況証明について、岩見沢地区の説明をいたします。

去る、9 月 11 日に、渋谷委員、柿崎委員とわたくし松田、事務局森田係長により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果について ご報告いたします。今回の岩見沢地区の調査件数は 3 件です。

まず、総会議案 49 ページ、整理番号 1 番の申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し、樹木が自生する等、雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号 2 番、整理番号 3 番の申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

以上が岩見沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

松田担当委員は自席にお戻りください。

次に、栗沢地区について、説明をお願いします。

杉村担当委員。

杉村委員

それでは、栗沢地区の説明をいたします。

去る、9 月 11 日に、近藤委員、松永委員とわたくし杉村、事務局小林主事により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果について ご報告いたします。今回の栗沢地区の調査件数は 2 件です。

まず、総会議案 51 ページ、整理番号 4 番の申請地は、年月日不詳だが、田として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、隣接するほ場と一体で耕作されており農地性が認められるものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号 5 番の申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

以上が栗沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

杉村担当委員は自席にお戻りください。

次に、その他ですが、事務局より報告があります。

船戸係長

私の方から、資料提供といたしまして、1 件お知らせいたします。

議案の送付に同封いたしました表紙に北海道農業公社と書かれた資料をご覧ください。

5 月総会でもご説明いたしました「農地の売買・賃借に係るリーフレット」につきまして、ご説明いたします。

関係法令の改正に伴いまして、令和6年4月以降、地域計画を策定した場合、農地の売買・賃借は、原則として北海道農業公社を経由することになります。なお、岩見沢市の地域計画の策定については、令和7年3月を予定しておりますので策定後より適用となります。

現在も、北海道農業公社による売買や賃借については、従前のとおりですが、いわゆる一般の売買についても即売りタイプとして拡充され、公社を通じて売買されることとなります。

また、前回も説明しましたが、北海道農業公社が農地中間管理機構事業を実施する際に徴収する手数料に関する基本的な考え方や、徴収方法及び使途等について記載されております。

今回の主な変更点については、これまでの農地中間管理事業の管理費や農地売買等事業における貸付タイプの受け手の諸経費については徴収しないこととし、10年の貸付を行う案件については貸付料を軽減したことです。

なお、北海道農業公社が既に借入れ又は買入れし、貸付けを行っている案件については、従前のとおり、農地中間管理事業においては管理料を農地売買等事業においては諸経費が毎年徴収されます。

リーフレットにつきましては、一読いただきご不明な点がございましたら各地区担当者にご確認くださいようお願いいたします。

なお、この資料については、北海道農業公社のホームページにも掲載されておりますが、今後、各地区の地域計画の策定にあたり地区説明会の際に参考資料として配布する予定でおりますので申し上げます。

以上、簡単ではありますが情報提供とさせていただきます。

次に、来月10月の総会ですが、10月30日（水）午後3時00分から、市役所2階会議室1・2・3で開催いたします。

来月10月の現況証明願いの現地調査は、10月11日（金）午後1時30分からの実施の予定といたします。

指名委員につきましては、3番吉成委員、19番森委員、21番高田委員、14番留木委員、24番志賀野委員、34番尾田委員、8番干場委員、10番長森委員、23番高嶋委員となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、調査の実施方法につきましては、件数及び地域等を考慮し、事務局で調整後、詳細について後日事務局から連絡いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。